



春の「市民総ぐるみ清掃の日・空き缶ゼロの日」運動にご参加を

☎ 自治防災課自治防災係（市役所 2階 ☎23-3331 内線 464・465）
大滝総合支所地域振興課（☎68-6111）

今年も春の「市民総ぐるみ清掃・空き缶ゼロの日」運動を行います。自治会や子ども会などで清掃活動を行いますので、私たちの住むまちの環境美化のため皆さんも進んで参加しましょう。

日時 4月22日(日)午前7時～

実施場所

空き缶などの散乱場所は、道路、海岸、河川、公園、空き地などですが、地域ごとに実施場所を決めてください。

回収方法

燃えるごみ、燃えないごみについては、当日9時から回収しますので、分別しごみステーションへ出してください。

また、土砂（道路沿いのもの）は、後日回収しますので、収集場所の連絡をお願いします。

注意事項

- ① 燃えるごみ、燃えないごみ、土砂を区分し、混ぜないでください。
- ② 当日以外に実施される団体は、事前に担当までご連絡ください。
- ③ 交通事故やけがなどに十分ご注意ください。



災害情報案内・エリアメールをご利用ください

☎ 災害情報 伊達消防署警防課機械通信係（☎23-5119）
エリアメール 自治防災課自治防災係（市役所 2階 ☎23-3331 内線 464・465）

市の災害情報案内について

伊達消防署では、火災や救助などの災害情報を電話やインターネットで案内しています。

電話 伊達地区（☎23-7171）
大滝地区（☎74-3210）

インターネット※伊達地区火災情報のみ

登録手順（パソコン・携帯電話）

- ① 「西いぶり定住自立圏 広域連携システム（<http://www.nishi-iburi.jp/>）」にアクセス
- ② 「西いぶり生活情報メール配信サービス」の「ぼうさい西いぶり情報メール」登録用メールアドレス（bousai@ml.nishi-iburi.jp）に空メール送信
- ③ 送信後、「ぼうさい西いぶり登録確認」のメールが返信される
- ④ メール内のURLからアクセス、「伊達市」にチェックを入れ「登録する」をクリックし完了

※119番は、火災、救急、救助、災害などの通報専用電話番号です。災害情報などの問い合わせには使用しないでください。

緊急速報エリアメールの配信を開始します

市では4月から緊急速報「エリアメール」の配信を開始します。

エリアメールは、市内にいるNTTドコモの携帯電話をお持ちの皆さんへ、気象庁から配信される緊急地震速報をはじめ、市が配信する避難勧告、避難指示などの緊急性の高い情報を一斉送信するサービスです。

登録手続は不要で、通信料・使用料はかかりません。

今後、市では防災無線などとともに、災害時の情報伝達手段として活用し、NTTドコモ以外の携帯電話会社がエリアメールを導入した場合にも速やかにサービス申込みを検討し、より多くの皆さんが活用できるよう対応していきます。



カラスの巣作りとドクガの発生を防止しましょう

☎ 環境衛生課環境衛生係 (第2庁舎 ☎23-3331 内線 543)

カラスの巣作り防止

カラスの巣は、繁殖期の春に卵を産んで、ヒナを巣立たせるまで、子育ての期間のみ使用するものです。

このため春先に自宅の庭木などに巣を作られないように予防することが大切です。

- 地面からの見通しが悪く、二股や三股に分かれている枝を剪定する
- 巣の材料になる「針金ハンガー」を屋外に放置しない
- ふだん人目につかない場所を定期的に見回る

駆除方法など詳細は担当までお問い合わせください。

ドクガの発生防止

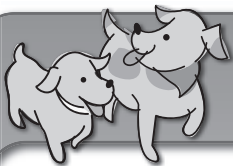
ドクガは、卵から成虫まで、ほぼ全ての世代で毒針毛どくしんもうがあります。

幼虫は地中の巣で越冬し、春先に草の上で群れで行動し6月頃に分散します。そのころには毒針毛も発達し、1年間でもっとも危険な時期を迎えます。

ドクガの発生を防止するためには、春先に自宅や周辺の雑草の草刈、枝葉の伐採をすることが大切です。

幼虫を見つけたときは

- 自分の庭や畑のまわり⇒自分で駆除しましょう
- 公園や空き地、道路の脇
⇒管理者や所有者に駆除を依頼しましょう



犬を飼うときは必ず手続きを

☎ 環境衛生課環境衛生係 (第2庁舎 ☎23-3331 内線 543)

愛犬の登録を

犬を飼うときは、市役所への登録が義務付けられていますので、必ず登録手続きをしましょう。

登録料 3,000円

狂犬病予防注射は必ず受けましょう

狂犬病予防法で年一回の接種が義務付けられています。

集合注射期間

伊達地区 5月14日(月)~20日(日) (予定)

大滝地区 5月16日(水)・20日(日) (予定)

注射料 3,040円

※詳しくは、畜犬登録されている所有(管理)者の方に、郵送でお知らせします。

また、5月初旬の新聞折込チラシでお知らせする予定です。

犬の住所・飼い主の変更なども届出が必要です

市外から転入、市内での転居、飼い主の変更などの場合は、届出が必要になります。届出がない場合、狂犬病予防注射などの案内がお手元に届かない場合がありますので、早めに手続きをしましょう。

なお、愛犬が死亡した場合も届出が必要です。

犬のフンは持ち帰りましょう

毎年、雪解けとともに歩道や公園などに犬のフンが放置されているのが目立ち、通行する人の迷惑になり、不快な思いをしている市民の方が大勢います。

犬のフンの始末は、飼い主の最低限のマナーです。フンの不始末は環境美化を損なうだけでなく、他の犬に病気をうつす場合もあるので、他の犬のことも考え自覚ある行動をしましょう。